

令和8年4月1日

八王子市立第九小学校
校長 中野 智彦

令和8（2026）年度 第九小学校の生活指導の方針・体制及び体罰防止に向けた取り組みについて

1 生活指導方針

- (1) 自己存在感の確立…自己存在感の確立は、自己肯定感につながる。
 - ①あらゆる集団の中で、児童個々の存在意義を認めるとともに、一人一人に役割をもたせ、責任感を育成する。
 - ②児童が自らの力で見通しをもって活動ができるように意図的・計画的に活動する。
 - ③自ら決めたことを友達と協力したり、互いに認め合ったりする中で、道徳的実践力を育成する。
- (2) 共存・共生意識の向上…互いを思いやる心の育成の軸である。
 - ①様々な教育活動の中で、機会あるごとに共同の有効性に気付かせる指導を行う。
 - ②集団だけでしか味わうことができない活動を計画し、児童一人一人が成就感や達成感を実感できるようにする。
- (3) 自己決定力の育成…児童が自らの考えを明確にして、自らの責任において決定することのできる力を育成することは、主体的に生きるために重要である。
 - ①児童が自ら決めたことを実行するに際して課題に遭遇した場合は、いつでも援助要請をして良いことを指導するとともに、指導者側もいつでも手を差し伸べられるように用意しておく。
 - ②課題発見、思考・判断・表現、評価という一連の教育活動を通して育成されるものであることから、あらゆる活動の中でPDCAサイクルを確立する。

本校の児童・生徒は、日々落ち着いて学校生活を送っている。元気なあいさつができ、学習や委員会、クラブ活動にも前向きに取り組んでいる。これからも誰でも安全で楽しい学校であるために、学校経営の柱である『規律と思いやりと活力のある学校づくり』に沿って、今年度の生活指導基本方針を次のように定める。

- ①努力や正しい行動を互いに認め合い、仲間と共に伸び合える学校
- ②基本的なあいさつ習慣と規範意識が確立できている学校

こうした取り組みの基盤となるのは家庭である。家庭は、子どもが安心して過ごせる居場所であり、社会のマナーや基本的な生活習慣、学習習慣を身に付けさせる場所でもある。家庭において「みんなで目指そう！「九小 九つの取組」に沿ったご協力をいただけるように仰ぎ、共に子供たちを心身の調和のとれた人に育てていくこととする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○朝、しっかりご飯を食べましたか？○今日、一番楽しかったことを家族に話しましたか？○今日、自分のいいところを見つけられましたか？○今日、家庭学習に取り組みましたか？○夜、早く寝ましたか？○SNSやゲームのルールを守れましたか？ |
|--|

裏面へ

2 教職員の取り組みの基本方針

- (1) 生活指導（児童指導）は、担任・生活指導部担当者のみが行うのではなく、全教職員が一致団結して実践するものである。生活指導部は、それぞれの指導が共通したスタンスで円滑に行われるようにするために、その連絡調整に当たりものとする。
- (2) 生活指導（児童指導）をスムーズに行うため、全教職員が基本方針や基本姿勢の共通理解と共通実践を行う。
- (3) 生活指導（児童指導）は深い児童理解に基づき、細かい状況や現状を把握している学級担任と学年及び教職員全体での共通理解を図り、連携して指導の方針を立て、役割を分担し指導する。
- (4) 学年間の情報交換を密に行い連携を図るため、以下のことを徹底する。

ア：「報告・連絡・相談」の徹底

- ① 毎週1回「第九小いじめ対策委員会」並びに「生活指導夕会」を、さらに月1回「特別支援教育校内委員会」開き、いじめ及び児童の状況や児童指導に関わる情報共有や活動の起案や調整を行う。
- ② 指導の内容、状況、事後処理、見通しを明らかにし報告する。
- ③ 教員・学年ごとに指導が異なることがないように指導の共通性、一貫性をもたせる。
- ④ 必要に応じて臨時の学校いじめ対策委員会・職員会議・生活指導部会を開き、情報共有や連携をしながら事案の解決を図る。

イ：基本姿勢

- ① 教職員の共通理解と共通実践を図る。
- ② 問題行動には毅然とした姿勢で教職員一体となり対応する。
- ③ 児童との信頼関係を深める。
- ④ 保護者との信頼関係を深める。
- ⑤ 地域との連携を深める。

ウ：体罰防止に向けて

- ① 児童理解に努め、人格を尊重するとともに、指導者としての言動をわきまえて指導にあたる。
- ② 児童の人格を尊重し、体罰や暴言・怒声による指導は絶対に行わない。
- ③ 児童が安心して生活できる学校環境づくりに努める。

エ：初期対応・初期指導…※指導は複数で当たる。

児童・生徒の小さな変化、小さな行動でも見逃さず、情報収集につとめ、初期対応を速やかに行う。→・未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に組織を挙げて尽力する。

・情報（事案）、課題、目標、方法、成果を組織で共有する。

- (5) 主な指導項目…「第九小スタイル」に即して以下の指導を行う。

ア：授業規律を確立するとともに、「分かる」・「できる」を実感できる授業を日々実践する。

イ：「月ごと生活目標」を意識した学級指導・学年指導を行う。

ウ：基本的な生活習慣を確立するための具体的な指導を以下の通り行う。

- ① 時間を守らせる指導
- ② 身だしなみの指導
- ③ TPO（時間、場所、場合）に応じた言葉づかいや礼儀、あいさつの指導
- ④ 「持ち物」「公共物」を大切にする指導
- ⑤ 清掃指導・給食指導

以上

第九小学校における体罰防止の取組について

＜体罰防止のスローガン＞ 第九小体罰ゼロ宣言 **「叱る前に、子どもの本心に耳を傾けよう！」**

第九小の取組①

知識・理解

年間3回以上の服務研修を実施

- ・「STOP 体罰」(都教育委員会作成の映像資料)の活用
- ・体罰防止関連ガイドラインの確認
- ・事例研修

第九小の取組②

意識改革
指導改善

学校のスローガンの策定と学年ごとの「体罰防止宣言」
管理職と教員一人一人との全員面談(年間2回以上)

教職員の意識改革に努め、指導力を高めます

- 体罰は子どもの人権および人間としての尊厳を損なう行為であることを自覚し、信頼関係を根底から崩すという認識をもち、全教職員が体罰根絶に向けて意識を改革していきます。
- 児童理解を深め、体罰によらない指導法や、児童への関わり方について、事例研究やロールプレイ等を取り入れた実践的な研修を行います。

常に学校全体で確認します

- 体罰防止チェックシートを活用して、毎月1回、自己点検を行っていきます。
- 児童アンケートによる聞き取り調査を実施し、不適切な指導の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童が何でも気軽に話せる環境づくり努めます。
- 児童の様々な生活面での課題については、学校全体で情報を共有し、組織的な対応を図りきめ細かく指導をしていきます。(いじめ対策委員会及び生活指導夕会(1回/週)、生活指導部会(1回/月)で情報交換・対応の検討)

体罰のない生活指導体制を構築します

- 児童の話をじっくり聞き、時間をかけて根気強く指導します。
- 指導に当たっては、複数の教員で行います。
- 児童一人一人の良さを伸ばす教育を通して自己肯定感や有用感を育む指導を実践します。



保護者・地域との連携を図ります

- 保護者会等で学校の教育方針や学校としての体罰否定の方針を説明し、継続的な啓発を進めていきます。
- ご家庭と密接に連絡を取り合い、児童の心情や思いを共通理解して指導を進めていきます。
- 保護者や地域、関係機関との情報交換、意見交換のできる機会を増やします。特に、「子ども家庭センターとの連携」、「いじめ対策委員会」、「学校運営協議会」など、専門機関や地域の有識者の参画した会議を積極的に設定し、不適切な指導の早期発見・体罰の防止等、開かれた学校作りに努めます。

校長のリーダーシップの下、教員の意識改革を図り、体罰根絶に向けて教職員が一丸となって組織的に取り組みます